

2022 年 5 月 9 日
株式会社みずほ銀行

邦銀初の「サステナブルサプライチェーンファイナンス(SSCF)」

の取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）は、このたび、サプライヤーのサステナビリティに関するパフォーマンスが調達金利に連動する仕組みを組み入れたサステナブルサプライチェーンファイナンス(SSCF)（以下「本商品」）の取り扱いを、邦銀として初めて開始しました。

本商品は、資金調達面から中堅・中小企業（サプライヤー）にも環境・社会問題へ対処するインセンティブを提供し、サプライチェーン全体において CO2 排出量削減目標の達成および環境・社会への取り組みを促進することを目的とした商品です。

サステナビリティに関する潮流が不可逆的に加速する中、特に脱炭素社会への移行はグローバルな最重要課題であり、企業単位のみならずサプライチェーン全体での脱炭素化に向けた取り組みが求められています。

主に大企業（バイヤー）においては、自らの CO2 排出量のコントロール（Scope1、Scope2）に留まらず、サプライチェーン全体での環境・社会への取り組みや CO2 排出量の削減（Scope3）が求められている状況であり、サプライチェーン全体のサステナビリティ推進（責任あるサプライチェーン）のためには、大企業のみならず中堅・中小企業を含めたサプライヤーの協力が不可欠となっています。

一方、中堅・中小企業にとっては大企業から求められる対応や資金調達の面などにおいて負担が大きい場合が見受けられます。こうした中堅・中小企業への資金調達面でのインセンティブ提供によるサステナビリティ推進を通じ、サプライチェーン全体の脱炭素化をはじめとする環境・社会への取り組み推進を支援するため、みずほ銀行は、本商品のフレームワークを新たに開発しました。

本商品のサステナビリティ評価には、フランスの専門評価会社エコバディス (EcoVadis) 社が提供する評点（サステナビリティ（持続可能性）パフォーマンス）（※1）等みずほ銀行が適正と認めるサプライヤー評価を用い、みずほ銀行がグローバルに運営・管理するサプラ

イチェーンプラットフォームにて、サプライヤーにファイナンスを提供します。

加えて、本商品のフレームワークに対しては、外部の第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)から、国際的な原則である「サステナビリティ・リンク・ローン原則(SLLP)」(※2)に期待される事項の趣旨に準じる旨の第三者意見書(SP0)を取得しています。

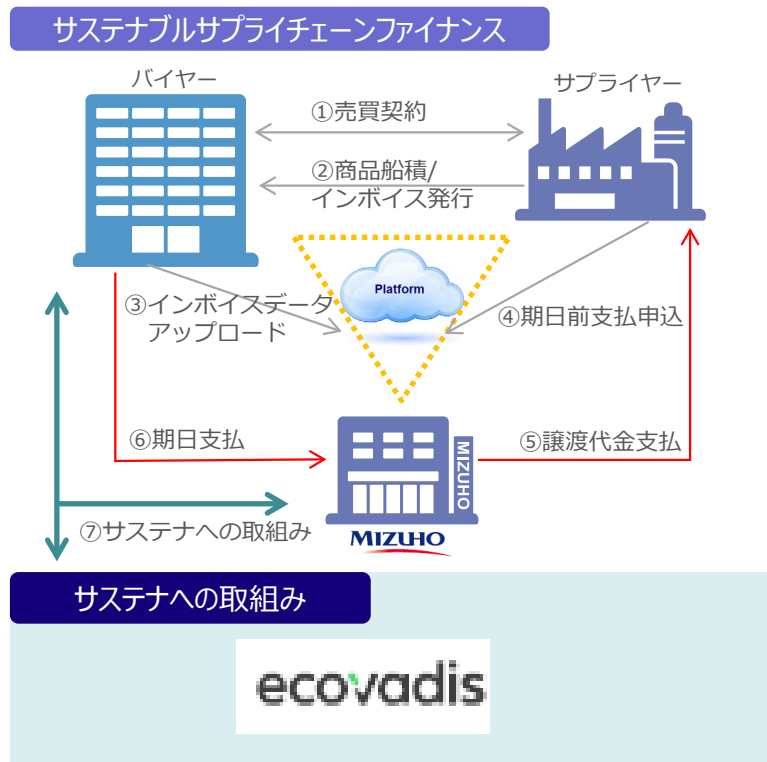
みずほ銀行は、本商品の提供により、大企業、中堅・中小企業等、すべてのお客さまのサステナビリティの取り組みについて中長期的に伴走するとともに、大企業(バイヤー)と中堅・中小企業(サプライヤー)との間の協力関係をサポートし、より強固かつ安定的で持続可能なサプライチェーンの構築に貢献したいと考えています。

〈みずほ〉は、気候変動対応や脱炭素社会への移行など、持続可能な社会の実現に向けた取り組み(サステナビリティアクション)を強化しています。総合金融グループとしての知見を活かし、ファイナンスやコンサルティング機能を通じて、お客さまの企業価値向上やSDGs達成に貢献していくとともに、多様なソリューションの開発・提供に積極的に取り組んでいきます。

「サステナブルサプライチェーンファイナンス」商品概要

名称	サステナブルサプライチェーンファイナンス(「SSCF」)
資金使途	運転資金
極度枠期間	1年ごと自動更新
金利水準	エコバディス(EcoVadis)評価等の改善に応じた金利優遇あり (原則年1回の評価見直しに応じて変動)
エコバディス(EcoVadis)評価区分	・プラチナ ・ゴールド ・シルバー ・ブロンズ ・メダルなし なお、エコバディスは評価と評価区分を対外的に開示しない。 評価区分は評価を受けたサプライヤーが開示することがある。

スキーム図



(2022 年 5 月 9 日現在)

(※1) エコバディス (EcoVadis) の評価手法

1. 証明書類に基づいた評価、2. 業種・国・規模を考慮、3. 様々なソース (NGO・労働組合・国際機関・地方自治体・第三者機関等) に基づく多角的評価、4. テクノロジーの利用、5. CSR 専門家による評価、6. トレーサビリティと透明性、7. 継続的な改善努力、を 7 つの原則とし、企業の CSR 課題を国連グローバル・コンパクトの 10 原則、国際労働機関 (ILO) 協定、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) 規格、ISO26000、セリーズ (CERES) ロードマップ、国連ビジネスと人権に関する指導原則 (ラギー・フレームワーク) といった国際的な規格に基づき定義し評価。

(※2) サステナビリティ・リンク・ローン原則

同原則は、環境的・社会的に持続可能な経済活動および経済成長を促進し、支援することを目指すもの。サステナビリティ・リンク・ローンの誠実性を維持することを目指しシンジケートローン市場の主要な金融機関から構成される作業部会によって 2019 年に策定されたガイドラインでその後継続的に改定。

以 上